

公益財団法人千葉市産業振興財団 WEB ページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人千葉市産業振興財団(以下「財団」という。)が管理、運営する WEB ページ(以下「財団 WEB ページ」という。)への広告掲載に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 財団 WEB ページへの広告掲載は、民間企業等との協働により新たな財源を確保するとともに、地域産業の振興及び活力ある地域経済社会の構築を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バナー広告 財団 WEB ページ内に表示される広告画像で、広告主の指定する WEB ページにリンクするものをいう。
- (2) テキスト広告 財団 WEB ページ内に表示される広告用文字列で、広告主の指定する WEB ページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第4条 財団 WEB ページに掲載する広告はバナー広告又はテキスト広告(以下「広告」という。)とする。

(広告の内容)

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告は、財団 WEB ページには掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - (4) 政治性又は宗教性のあるもの
 - (5) 社会問題についての主義主張
 - (6) 個人又は法人の名刺広告
 - (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
 - (9) その他、財団 WEB ページに掲載する広告として不適当であると財団理事長(以下「理事長」という。)が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、財団 WEB ページに掲載できる広告及びリンク先 WEB ページに関する基準は別に定める。

(広告の規格)

第6条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

(1) バナー広告

- ・ 大きさ 縦 60 ピクセル 横 160 ピクセル
- ・ 形式 GIF(アニメ可)、JPEG、PNG
- ・ データ容量 4KB 以下
- ・ 代替文字列 先頭は「広告：」の全角 3 文字とする。その後続く文字列は、企業名またはリンク先とするウェブサイトのタイトルなどとする。

(2) テキスト広告 文字列のみの 3 段構成で掲載し、当該構成は次のとおりとする。

- ・ 1 段目 企業名またはリンク先とするウェブサイトのタイトル等(先頭を「広告：」の全角 3 文字とし、当該文字を含めて全角 10 文字以内とする。)
- ・ 2 段目 簡単な説明文(全角 12 文字×2 行で、24 文字以内とする。)
- ・ 3 段目 リンク先ウェブサイトの URL(半角英数字で 20 文字以内とする。ただし、http://は、文字数に含まないものとする。)

2 前項に定める規格と異なる規格については別に定める。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第 7 条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は別に定める。

(広告の掲載期間)

第 8 条 広告を掲載する期間は 1 か月単位とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は別に定める。

(広告掲載希望者の募集)

第 9 条 広告掲載希望者の募集は、別に定める募集要項に基づき、公募により行うものとする。

2 前項の公募は、原則として財団 WEB ページにより行うものとする。

3 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

4 理事長は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載料)

第 10 条 広告掲載料については、別に定める。

(広告掲載の申込み)

第 11 条 広告掲載希望者は、財団 WEB ページ広告掲載申込書(様式第 1 号)により、郵送、FAX 又は電子メールで、指定する期間内に申し込むこととする。

2 理事長は、広告掲載希望者に対して、理事長が必要と認める書類の提出を要請することができることとする。

(広告掲載の決定)

第 12 条 理事長は、第 5 条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 理事長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について財団 WEB ページ広告掲載可否決定通知書(様式第 2 号)により広告掲載希望者に通知する。

3 理事長は、広告掲載希望者が、第 7 条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。

(1) 財団が行う支援事業を受け、広告掲載が必要と認められるもの

(2) 財団が「千葉市内の元気企業」として認定し、財団 WEB ページで公開しているもの

(3) 上記各号に規定するもの以外の企業又は自営業で、市内に事業所等を有するもの
又は市内の事業者による組合等

4 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第 7 条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告掲載料の納付)

第 13 条 広告掲載料は、広告掲載の決定後、理事長が指定する期日までに、一括前納するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第 14 条 広告主は、第 6 条に定める規格の広告原稿を、理事長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第 15 条 広告の内容及びデザイン等については、財団及び財団 WEB ページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主と財団が必ず協議することとする。

(広告内容等の変更)

第 16 条 理事長は、広告の内容、デザイン及びリンク先の WEB ページの内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要綱及び別に定める基準等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第 17 条 理事長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容の変更の求めに広告主が応じないとき。

(4) 広告主、バナー広告の内容又はリンク先 WEB ページの内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要綱等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。

(5) その他、財団 WEB ページへの広告掲載が適切でないとして理事長が判断したとき。

(広告掲載の取り下げ)

第 18 条 広告主は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により理事長に申し出なければならない。

3 第 1 項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第 19 条 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、納付済額のうち、掲載決定期間の残りの月数に応じた額とする。ただし、月の途中で掲載されなくなった場合の当該月については、暦日数による日割計算により円未満を切り捨てた額を返還するものとする。

3 前 2 項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第 20 条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、理事長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(裁判管轄)

第 21 条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、財団の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第 22 条 この要綱に疑義があるとき、又はこの要綱に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号)

財団 WEB ページ広告掲載申込書

年 月 日

公益財団法人千葉県産業振興財団理事長 様

公益財団法人千葉県産業振興財団 WEB ページ広告掲載要綱第 11 条の規定により、以下のとおり広告掲載を申し込みます。

なお、申込みにあたっては、同要綱の内容を順守します。

1 広告掲載希望者

氏 名	(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)
所 在 地	(法人その他の団体にあつては事務所又は事業所の所在地)
業 種 (事業内容)	

2 広告の内容等

掲載希望期間	年 月から 年 月分まで
広告の内容 (いずれかを○で囲む)	バナー広告 【別添参照】 / テキスト広告
代替文字列 (バナー広告の場合のみ)	広告：
リンク先 URL	

【以下はテキスト広告を記載の場合のみ記入】 ※ ㊦、①、②等の機種依存文字は使用不可。

- (1) 1 段目 企業名またはリンク先とするウェブサイトのタイトル等(先頭の「広告：」を含めて全角 10 文字以内)

広 告 :										
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- (2) 2 段目 簡単な説明文(全角 12 文字×2 行以内)

3 担当者連絡先

氏 名			
E-Mail			
TEL		FAX	

(様式第 2 号)

財団 WEB ページ広告掲載可否決定通知書

年 月 日

様

公益財団法人 千葉市産業振興財団
理事長

年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載について、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

1 決定区分

掲載する

掲載しない

理由

2 掲載月及び掲載期間

月分
ただし 年 月 日から 年 月 日まで

3 広告掲載料

金 円

4 納付期限

年 月 日